



深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和6年4月11日
深川警察署
交通課
R6年第22号

自転車のルールを守りましょう!

自転車安全利用五則



- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



こんな自転車の乗り方はダメ!



- × 二人乗り
- × 並進
- × 傘さし運転
- × 無灯火運転
- × スマホ等の使用



自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう!

- 頭部損傷による死亡事故が多発している
ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていたときに交通事故で死亡した人のうち約6割は、頭部に受けた損傷が致命傷になっています。
- ヘルメット非着用の事故は死亡事故になりやすい
ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていた人が交通事故で死亡する確率は、ヘルメットを着用していた人の約3倍にも及びます。

令和5年4月1日から ヘルメット着用努力義務化



『努力義務』ということになっていますが、万が一事故に遭った際に命を守るためにも、自転車に乗車するときは必ずヘルメットを着用しましょう

- ・ 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない
- ・ 自転車の運転者は、他人を自転車に乗車させるときは、その同乗者に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない
- ・ 児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児が自転車を運転するときは、その児童や幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない